

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A工業に雇用され、Bに所在していたC会社を元請とする工事現場において、平成〇年〇月〇日、既設物の解体作業中に転落し、右足骨盤及び右足膝を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、「右骨盤骨折、右大腿骨中心性脱臼」等の傷病名で加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、「右変形性股関節症」の傷病名にて再発認定を受け、治療の結果、平成〇年〇月〇日再治ゆした。請求人は、再治ゆ後障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をしたが、この処分に対する審査請求の取消し決定を受け、監督署長は、障害等級第8級の7に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「右人工股関節全置換術後」（以下「本件傷病」という。）の傷病名にて療養を継続した。請求人は、本件傷病は本件災害による傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は不支給処分を行ったが、この処分に対する審査請求の取消し決定を受け、再発が認められ、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって再々治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存しているとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当すると認めたものの、請求人に残存する障害は加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、平成〇年〇月〇日付けで本件再審査請求に及んだものである。その後、審査官は平成〇年〇月〇日付けで請求人の審査請求を棄却した。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第7級以上に該当する旨主張しているところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び医学的所見等から、「右下肢の機能障害」、「右下肢の短縮障害」、

「右下肢の神経症状」及び「体幹骨（骨盤）の障害」であると認められるので、検討すると、次のとおりである。

ア 「右下肢の機能障害」について

請求人は、平成〇年〇月〇日にE病院において、右股関節に対し人工股関節全置換術を受けており、股関節の可動域についてみると、F医師の平成〇年〇月〇日付け鑑定書には、患側の右股関節：屈曲90度、伸展0度、外転25度、内転0度、健側の左股関節：屈曲135度、伸展20度、外転45度、内転20度、と記載されており、また、G医師の平成〇年〇月〇日付け鑑定書には、患側の右股関節：屈曲60度、伸展-15度 外転20度、内転0度 健側の左股関節：屈曲135度、伸展10度、外転45度、内転30度と記載されており、いずれも主要運動である外転・内転が健側に比して2分の1以下に制限されていることが認められる。したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の右下肢の機能障害は「1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（障害等級第8級の7）に該当すると判断する。

イ 「右下肢の短縮障害」について

F医師は、上記鑑定書において、脚長は、左右とも78cmであり脚長差はない旨述べ、また、「右股は外転拘縮の形をとり（内転制限）、そのために歩行時には骨盤が傾斜し、請求人は右下肢が長く感じている。」と述べている。同鑑定意見を踏まえると、当審査会としても、請求人に右下肢の短縮障害は認められないと判断する。

ウ 「右下肢の神経症状」について

請求人は、右股関節の人工股関節全置換術を受けていることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、右下肢の疼痛は人工股関節全置換による右股関節の機能障害に通常派生するものであると思料する。

なお、請求人は、右膝の痛みも本件災害によるものであると主張しているが、F医師は、上記鑑定書において、「右膝痛は右変形性膝関節症に由来した私病による痛みと理解される。」と述べており、また、G医師も上記鑑定書において、「右膝関節には関節症変化が進行しており、痛みの原因となり得るが、これは私病である。」旨述べていることから、本件災害による後遺障害とは認められない。

エ 「体幹骨（骨盤）の障害」について

F 医師は、上記鑑定書において、「骨盤骨折は腸骨、臼蓋部、恥骨、座骨に骨折後のレントゲンの変形を残すが、裸体になってわかるほどの変形はない。」と述べており、体幹骨の変形障害であると認められる「裸体になったとき、変形が明らかにわかる程度のもの」には該当しないことから、障害等級に該当する障害とは認められない。

オ 以上のことから、請求人に残存する障害の障害等級は、右下肢の機能障害による障害等級第8級の7であると認められ、既存の障害等級である第8級を上回らないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第8級を超える障害等級に該当する障害であるとは認められないと判断する。

(2) 当審査会における上記判断は、請求人から提出のあった上記資料を含む本件における一件記録を十分に精査し、検討した上でなされたものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。